



自転車安全運転クイズ



回答欄の口に正しいは「○」誤っているは「×」で答えてください。

1 自転車で道路を通行するときは、交通のきまりやマナーを守るのはもちろんですが、通行方法もすべて自動車やバイクと同じとなります。

2 交通事故を起こすと、過失致死傷罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じます。自転車には、自動車のような損害を賠償する保険制度がないので、任意保険の加入するなどの備えが必要です。

3 自転車を安全に乗るためには、常に点検と手入れをしなければなりません、点検には、日常点検と定期点検の2つに分けることができます。

4 自転車で信号交差点を通行するときは、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用の信号機に従わなければなりません。

5 自転車の2人乗りは禁止となっていますが、大人が幼児用の座席に幼児を乗せるときや、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗せる場合などは認められます。

6 雨降りに、傘を差して自転車に乗ることは禁止されていますが、飼い犬を引きながら自転車に乗るのは、慣れていれば大丈夫です。

7 自転車で道路を走っているときに、徐行したり、停止したりする場合には、静かに後輪のブレーキ（左ブレーキ）をかけて、速度を加減するようにしましょう。

8 自転車に乗るときは、子どもに限らず安全のためできるだけヘルメットを着用するようにしましょう。

9 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、歩道を通ることが原則となっています。

- 10 自転車は、道路の中央から「左」の部分に設けられたすべての路側帯を通ることができます。
- 11 普通自転車は、自転車道（普通自転車専用通行帯）が設けられている道路では、その自転車道を通りましょう。
- 12 普通自転車が歩道を通るときは、歩行者優先で歩道の車道寄りを徐行しましょう。
- 13 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がある場合には、自転車横断帯を通らなければなりません。
- 14 自転車で信号機のある交差点を右折する場合、右折矢印が表示される信号機に限り、あらかじめ道路中央に寄り、注意して右折することができます。
- 15 一時停止の標識があるところでは、自動車は一時停止が決められていますが、自転車は安全を十分確かめ、速度を落として通ります。
- 16 ベルなどの警音器は、道路標識などで指定された場所などや、危険を防止するためにやむ得ないときに使用するものです。
- 17 運転免許がない自転車は、携帯電話の画像を見ながら運転するのは危険ですが、しっかり手に持って通話するだけならよいとされています。
- 18 自転車は、車道を通ることが原則ですが、歩道も自由に通ることができます。
- 19 踏切では、必ず手前で停止の合図をして一時停止し、自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押してわたります。
- 20 自転車で危険なルール違反を繰り返すと、自転車運転者講習の受講が命じられますが、新たに自転車の「あおり運転」も「危険行為」として自転車運転者講習の対象となりました。